

詔ニ各路府州縣達魯花赤長官。依ニ軍戸例。兼管ニ站赤奧魯。非レ奉ニ通政院明文。不得ミ擅科ニ差役。

と見え、經世大典にはこの次第を詳述して

七月二十一日通政院奏。隨路站赤雖レ令ニ達魯花赤總管府專一提調。而州府司縣官司又復椿配站戸和雇・和買・雜泛差役。比ニ之民戸。尤甚騷擾。莫レ若レ令下路府州縣達魯花赤長官。依ニ軍戸體例。兼管站赤奧魯。非レ奉ニ通政院明文。不得ミ擅科ニ差役。任滿。俱解申レ院。似レ望ニ管民官撫ニ安站戸。奉ニ聖旨。所レ言誠善。其行レ之。具呈都省。欽依遍行訖。

と見えて居る。既に前項に見えたやうに、至元十一年十月以來は隨處の站赤は各路の總管府に直隸し、站戸の家屬は州縣をして管領せしめたのであるから、こゝに謂ふ所とやゝ相合せぬところがあり、或は至元十一年以後、更にかく革められたものかとも思はれるが、その證據は存しない。兎も角至元二十八年七月二十一日以後は、府州縣等が親ら軍戸の管領を行つたと同様に路のみならず、府州縣の達魯花赤長官が通政院の明文を奉じて站戸の行政を掌ることに定められたのである。站は直接州縣の管轄する諸地方に棋布して居り、従つて站戸に充てられたものも諸方に散在した譯であるから、隨路の總管府が專一にこれを提調すること定めても、實際上管轄違ひの州縣の官吏がその行政に手を出すことになるのは、自然の勢であり、而してこれに關與する以上、普通站戸としての負擔以上に、更に諸種の負擔を課せられることも、また自然の勢であるから、站戸は一般民戸の負擔に比して權衡を得ぬ重課を負はせられることとなり、その結果騷擾甚しかつたに違ない。それで站戸の行政を一切これらの方官に委ねると共に、これを通政院で取締つて、二重の負擔ながらしめるやうにしようと考へたが爲に外ならぬと思はれる。